

# 公益社団法人さいたま市シルバー人材センター会員の就業規約

## (目的)

第1条 この規約は、公益社団法人さいたま市シルバー人材センター（以下「センター」という。）の設立趣旨を踏まえ、正会員（以下「会員」という。）の就業に関する事項を定める。

## (努力義務)

第2条 会員は、お互いの経験、能力及び人格を尊重し協力しあって、会員自身の創造性を発揮しながら就業の機会を広げ、その健康と福祉の増進を図るとともに、センターの発展に寄与するものとする。

## (処遇の平等原則)

第3条 センターは、会員の信条、社会的身分、門地、性別、宗教等の理由で、その就業などの面で差別的な取扱をしない。

## (仕事の受注)

第3条の2 センターにおける業務の受注は、会員から付託を受けセンターが一括してその交渉にあたるものとし、会員は、発注者と受注または作業条件等につき、直接の交渉当事者とならない。

## (仕事の配分)

第4条 センターは、受注した業務について、就業希望会員とあらかじめ仕事の配分手順、作業時間、完了予定日、配分金等について打合せを行い、就業する会員の合意を得るものとし、その決定事項を記録するものとする。また、センターは、会員の就業に関し、適切な助言をするものとする。

2 会員は、就業報告書を携行し、契約内容に即した業務に従事し、若しくは完遂したうえ、その状況を就業報告書に記録し、本人及び発注者の確認を行い、就業の終了または就業報告締切期日後速やかにセンターに提出しなければならない。

## (会員の就業範囲)

第4条の2 会員の就業範囲は、原則として会員登録を行なった事務所の管轄範囲内とする。

## (就業時間)

第5条 会員の就業時間は、原則として1日8時間を上まわらないものとする。ただし、職種、就業体制の特殊性などによりこの例によりがたい場合は、労働基準法（昭和22年4月7日法律第49号）その他関係法令等を尊重し、別に定めることができる。

## (配分金)

第6条 会員の就業に伴う配分金については、公益社団法人さいたま市シルバー人材センター配分規約により別に定める。

## (就業上の遵守事項)

第7条 会員は、就業にあたり次の各号に掲げる事項を遵守する。

- (1) センターから提供された業務について誠実に履行するよう努めること。
- (2) 同一の仕事に複数で就業する場合は、あらかじめ指名されたリーダーの指示に従って互いに協力し合って就業すること。
- (3) やむを得ない事情で、契約した業務に就業できないときは、必ず事前にセンターに届けること。
- (4) 就業上知り得た業務上の機密事項及び発注者の不利益になることは、他にもらさないこと。
- (5) 就業にあたっては、別に定める安全就業基準を遵守すること。

(就業の終了)

第8条 会員は、次の場合に該当するときは、その就業を終了する。ただし、就業の終了にあたり、センターは原則として会員に対し予告するものとする。

- (1) 退会したとき。
- (2) 本人から就業を取りやめたいと申し立てのあったとき。
- (3) 発注者からその会員の就業を終了させる旨の申し立てがあったとき。
- (4) 就業の定められた期間が満了したとき。
- (5) 天災地変、その他やむを得ない事由によって仕事の継続が不可能となったとき。
- (6) 本人の就業が、その健康と福祉に反すると認められたとき。
- (7) 会員として、センターの名誉と目的に著しく反する行為があったとき。
- (8) 第7条に著しく違反したとき。
- (9) その他、センターが認めたとき。

(措置義務)

第9条 センターは、その受託した仕事との関係において、就業会員の安全衛生、災害防止等に配慮するとともに、会員の健康と能力に応じた就業を提供するよう努力するものとする。

(健康診断)

第10条 センターは、会員の健康と福祉の増進のため、必要に応じて健康診断を行ない、又は勧奨するものとする。

- 2 健康診断の結果、特に必要があると認めたときは、会員に対し就業を一定期間禁止するか、就業時間、職種の変更などを行なうものとする。

(傷害補償)

第11条 会員の就業中などにおける死傷病については、センターが加入している傷害補償保険の定める範囲内において補償を受けることができる。

(損害補償)

第12条 会員が就業中、発注者または第三者の身体もしくは財物に損害を与えたときは、センターが加入している損害賠償責任保険の定めるところにより、賠償を担保されるものとする。

- 2 会員の故意または重大な過失による、又は自動車の所有、使用、管理に起因する賠償責任が

発生したとき等、センターが加入している損害賠償責任保険で担保できない賠償は、会員が負うものとする。

(規約の改廃)

第13条 この規約の改廃は、理事会において決定し総会に報告するものとする。

附 則

この規約は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成2年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成14年1月28日から施行する。

附 則

この規約は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。